転入届の特例について

転入届の特例は、マイナンバーカードを利用した転入手続の簡素化に関わる特例の届出です。通常の転入転出手続では、転出地の市区町村で転出証明書の交付を受け、転入地の市区町村に提出する必要がありましたが、マイナンバーカードの交付を受けている人が転出届をされたときは、転入地への転出証明書の提出が不要となります。

事前に郵送等で転出地の市区町村に転出届を提出することにより、転出証明書を取得せずに転入地の市区町村で転入届が可能となり、窓口に出向くことが転入先の１回で済むようになります。

○ 次の項目に該当する人は転入届の特例が適用されませんので、市民課窓口又は「郵送による転出届（転出証明書交付依頼書）」により転出証明書の交付を受けてください。

① マイナンバーカードの交付を受けていないとき
② マイナンバーカードが一時停止、廃止又は有効期限切れのとき
③ 転出をした日の翌日から起算して 14 日を超えているとき
（転出届を郵送したときは、市区町村に同様の期間を超えて配達されたときを含みます）

○ マイナンバーカードの交付を受けている人が郵送で転出届をされるときは次の事項に注意し、「郵送による転出届（転出証明書交付依頼書）」を米沢市役所市民課まで郵送してください。

① 同じ世帯から同時に転出される人をすべて記入してください。
（転出される人のうちで一人でもマイナンバーカードの交付を受けていれば特例の届出ができます。）
② 米沢市で転出の処理をする前に、転入地の市区町村で転入の手続をすることはできません。
③ 新しい住所にお住まいになった日から 14 日以内に、転入地の市区町村で転入届をしてください。

○ 転入届に必要なもの

マイナンバーカード（数字4桁の暗証番号の入力が必要です）

○ その他

① 転出予定日や新住所が変更になったときは、転入地の市区町村に変更事項を申し出てください。
② マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまったときは、ご本人が窓口で再設定手続をしてください。
③ その他、不明な点がございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。
※注）①、②について、休日開庁日等に転入地の市区町村で届出をするときは受付できないことがあります。

お問い合わせ先（送付先）
米沢市役所　市民課　TEL（０２３８）２２－５１１１（代表）
〒992-8501　山形県米沢市金池五丁目２番２５号